

議案第70号

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年12月12日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立幼稚園の預かり保育の利用単位を「月」から「日」に変更することに伴い、規定の整備を図るため、世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（預かり保育料の額の決定等）

第3条の2 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、預かり保育料の額を決定し、又は変更したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号）第4号様式）によりその旨を通知する。

第4条を次のように改める。

（督促）

第4条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、条例第6条に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までとする。

- (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の末日
- (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日

第5条第1項各号列記以外の部分中「、預かり保育料」を「預かり保育料」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき 全額

第5条第1項第2号中「必要と認める額」を「相当と認める額」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 平成27年3月27日世教委規則第16号</p> <p>改正</p> <p>平成28年2月26日世教委規則第3号 平成28年9月29日世教委規則第16号 平成30年8月31日世教委規則第10号 令和元年10月1日世教委規則第13号 <u>令和5年 月 日世教委規則第 号</u></p> <p>世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。</p> <p>(保育料の額の決定の通知)</p> <p>第3条 条例第4条の規定による保育料の額の決定の通知は、保育料額決定通知書（第1号様式）又は入園承諾書（世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）第2号様式）により行うものとする。</p> <p><u>(預かり保育料の額の決定等)</u></p> <p><u>第3条の2 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、預かり保育料の額を決定し、又は変更したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、預か</u></p>	<p>○世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 平成27年3月27日世教委規則第16号</p> <p>改正</p> <p>平成28年2月26日世教委規則第3号 平成28年9月29日世教委規則第16号 平成30年8月31日世教委規則第10号 令和元年10月1日世教委規則第13号</p> <p>世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。</p> <p>(保育料の額の決定の通知)</p> <p>第3条 条例第4条の規定による保育料の額の決定の通知は、保育料額決定通知書（第1号様式）又は入園承諾書（世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）第2号様式）により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>り保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号）第4号様式）によりその旨を通知する。</u></p> <p>（督促）</p> <p>第4条 <u>条例第7条第1項の規則で定める期間は、条例第6条に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までとする。</u></p> <p><u>（1）預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の末日</u></p> <p><u>（2）預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日</u></p> <p>（還付）</p> <p>第5条 条例第8条の規定により<u>預かり保育料</u>を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき 全額</u></p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める場合 委員会が<u>相当と認める額</u></p> <p>2 条例第8条の規定による預かり保育料の還付を受けようとする教育・保育給付認定子どもの保護者は、過納金還付請求書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、条例の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年2月26日世教委規則第3号）</p>	<p>（督促）</p> <p>第4条 <u>条例第7条第1項の規定による預かり保育料に係る督促の期間は、条例第6条に規定する世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が別に指定する納付期限の翌日から預かり保育を利用する月の末日までとする。</u></p> <p>（還付）</p> <p>第5条 条例第8条の規定により、<u>預かり保育料</u>を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>月の途中で退園した場合であって、当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の預かり保育料を既に納付しているとき 当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の預かり保育料の額</u></p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める場合 委員会が<u>必要と認める額</u></p> <p>2 条例第8条の規定による預かり保育料の還付を受けようとする教育・保育給付認定子どもの保護者は、過納金還付請求書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、条例の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年2月26日世教委規則第3号）</p>

改正後	改正前
<p>1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成28年9月29日世教委規則第16号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成30年8月31日世教委規則第10号） この規則は、平成30年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年10月1日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和5年 月 日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>第1号様式（第3条関係）（略） 第2号様式（第5条関係）（略）</p>	<p>1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成28年9月29日世教委規則第16号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成30年8月31日世教委規則第10号） この規則は、平成30年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年10月1日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>第1号様式（第3条関係）（略） 第2号様式（第5条関係）（略）</p>